

令和 6 年第 2 回
対馬市議会定例会議案



対 馬 市

目 次

報告第 1 号	令和5年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について-----	3
報告第 2 号	令和5年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について-----	5
報告第 3 号	令和5年度対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書について-----	9
議案第36号	令和6年度対馬市一般会計補正予算（第2号）-----	別冊
議案第37号	令和6年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）-----	別冊
議案第38号	令和6年度対馬市水道事業会計補正予算（第1号）-----	別冊
議案第39号	対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例-----	1 1
議案第40号	対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例-----	1 3
議案第41号	対馬市保育所条例の一部を改正する条例-----	1 5
議案第42号	対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例-----	1 7
議案第43号	対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例 -----	1 9
議案第44号	対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 -----	2 1
議案第45号	長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について-----	2 3
議案第46号	対馬市 ^{もり} 森林づくり条例の一部を改正する条例 -----	2 5
議案第47号	対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する 条例-----	2 7
議案第48号	対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について-----	2 9
議案第49号	財産の取得について-----	3 1
議案第50号	工事請負契約の締結について-----	3 3
同意第 5 号	対馬市固定資産評価員の選任について-----	3 9
諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について-----	4 1

報告第 1 号

令和 5 年度対馬市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 5 条第 1 項の規定により、令和 5 年度対馬市一般会計継続費の通次繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和5年度 対馬市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和5年度継続費 予算額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 通 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予 計 上 額	前 年 度 通 越 額	計				繰 越 金	特定財源		
											国 支 出 金	地 方 債	そ の 他
3 民生費	2 児童福祉費	(仮称)豊玉認定こども 園建設事業	883,200,000	315,400,000	260,000,000	575,400,000	316,156,540	259,243,460	259,243,460	64,943,460	0	194,300,000	0
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道尾浦浅瀬線道路改 良事業	4,635,100,000	1,652,000,000	288,900,000	1,940,900,000	113,694,000	1,827,206,000	1,827,206,000	180,203,000	824,603,000	822,400,000	0
	6 住宅費	雞知団地整備事業	900,000,000	200,000,000	0	200,000,000	3,593,700	196,406,300	196,406,300	45,300	107,261,000	89,100,000	0
10 教育費	3 中学校費	厳原中学校長寿命化改 良事業	312,956,000	153,487,000	0	153,487,000	100,334,000	53,153,000	53,153,000	5,353,000	0	47,800,000	0
11 災害復旧費	2 公共土木施設災 害復旧費	市道目保呂ダム支線道 路災害復旧事業	911,600,000	11,000,000	202,184,480	213,184,480	174,457,080	38,727,400	38,727,400	38,727,400	0	0	0

報告第 2 号

令和 5 年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、令和 5 年度対馬市一般会計繰越明許費の繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和5年度 対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	泉漁村センター改修事業	34,100,000	34,100,000	26,600,000				7,500,000
		加志々地区避難所新築事業	47,846,000	47,846,000	80,000	23,460,000	24,300,000		6,000
		総合行政電算システム更新事業	43,450,000	43,450,000					43,450,000
		対馬市CATV施設改修事業	18,018,000	18,018,000					18,018,000
		浮体式洋上風力発電による地域の脱炭素化ビジネス促進事業	66,165,000	66,165,000		66,046,000			119,000
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍電算システム改修事業	12,639,000	12,639,000		12,639,000			0
	1 社会福祉費	(仮称)尾崎住民センター新築事業	58,140,000	58,140,000	50,000	29,070,000	29,000,000		20,000
	2 児童福祉費	子ども・子育て支援事業計画策定事業	6,502,000	6,502,000					6,502,000
6 農林水産業費	1 農業費	県単独事業負担金	1,927,000	1,927,000			1,200,000		727,000
	2 林業費	林業専用道一重鳴滝線開設事業	31,080,000	31,080,000		18,618,000	11,900,000	502,304	59,696
		対馬地区魚礁整備事業	50,366,220	50,366,220	94,370	41,971,850	8,300,000		0
	3 水産業費	産地水産業施設整備支援事業補助金	28,028,000	28,028,000		16,016,000	12,000,000		12,000
		木坂漁港LED照明設置事業	1,500,000	1,500,000					1,500,000
尾崎漁港整備事業		167,212,170	167,212,170		132,317,449	31,300,000	71,300	3,523,421	
7 商工費	1 商工費	瀬漁港整備事業	32,100,000	32,100,000		22,080,000	8,800,000	247,725	972,275
		根緒漁港整備事業	124,461,400	124,461,400		94,259,744	26,700,000	452,600	3,049,056
		対馬漁港機能保全整備事業	33,539,200	33,539,200		26,751,360	6,100,000		687,840
		県営漁港工事負担金	14,684,880	14,684,880			13,700,000		984,880
		湯多里ランドつしま汚水処理施設改修事業	7,777,000	7,777,000					7,777,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
		烏帽子岳展望所安全対策事業	3,500,000	3,500,000					3,500,000	
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道仁位貝鮎線道路改良事業	44,350,000	44,350,000	5,000	31,045,000	13,300,000		0	
		市道堂坂線道路改良事業	30,300,000	30,300,000	60,000	21,140,000	9,100,000		0	
		市道安神1号・4号線道路改良事業	22,693,700	22,693,700		11,297,000	10,200,000		1,196,700	
		市道尾浦線道路災害防除事業	24,300,000	24,300,000	60,000	16,940,000	7,300,000		0	
		市道内山2号線道路改良事業	12,608,300	12,608,300			12,600,000		8,300	
		市道椎根鶴桁線道路改良事業	3,500,000	3,500,000			3,500,000		0	
		市道仁田志多留線道路改良事業	10,000,000	10,000,000			10,000,000		0	
		市道曾位之端線嵩上事業	1,914,500	1,914,500			1,900,000		14,500	
		国県道整備事業負担金	932,076	932,076					932,076	
		トネル長寿命化事業	51,719,780	51,719,780		36,162,000	1,100,000		14,457,780	
3 河川費		橋梁長寿命化事業	7,992,559	7,992,559		5,362,000	2,500,000		130,559	
		急傾斜地崩壊対策事業負担金	2,713,757	2,713,757			2,700,000		13,757	
		県港湾事業負担金	14,445,625	14,445,625			14,000,000		445,625	
		厳原港国際ターミナルビル解体事業	17,900,000	17,900,000					17,900,000	
		県海岸事業負担金	6,869,812	6,869,812			6,600,000		269,812	
6 住宅費		公営住宅等ストック総合改善事業	65,571,210	65,571,210		28,159,000	34,500,000		2,912,210	
		2 小学校費								
		久田小学校改修事業	78,900,000	78,900,000	67,200,000				11,700,000	
10 教育費		小学校教師用指導書・教科書購入事業	4,762,826	4,762,826					4,762,826	

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳			
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		
						国県支出金	地方債	その他
	3 中学校費	東部中学校屋内運動場改修事業	14,829,500	14,829,500	5,600,000			9,229,500
		東部中学校トイレ洋式化事業	7,955,000	7,955,000	10,000	732,000	5,850,000	1,363,000
		比田勝中学校トイレ洋式化事業	15,461,000	15,461,000		1,066,000	11,250,000	3,145,000
	6 保健体育費	蔵原体育館改修事業	8,600,000	8,600,000	5,000,000			3,600,000
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	漁港施設災害復旧事業	3,377,000	3,377,000			2,100,000	1,277,000
	2 公共土木施設災害復旧費	河川災害復旧事業	7,118,500	7,118,500	80,000	5,519,000	1,500,000	19,500
	4 その他の災害復旧費	その他の災害復旧事業	2,232,000	2,232,000			2,200,000	32,000
合 計			1,253,099,315	1,253,099,315	106,939,370	640,651,403	325,500,000	1,273,929
								178,734,613

報告第 3 号

令和 5 年度対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により、令和 5 年度対馬市一般会計事故繰越しの繰越しについて別紙のとおり報告する。

令和 6 年 6 月 18 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

令和5年度 対馬市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)												
款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			
									国県支出金	地方債	その他	
11 災害復旧費	農林水産施設 1 設災害復旧 費	漁港施設災害復旧事業	101,584,400	38,400,000	63,184,400	0	63,184,400	0	50,130,720	13,000,000	0	工法の変更協議 に時間を要した ため
												53,680

議案第 39 号

対馬市教職員住宅管理及び使用料条例の一部を改正する条例

対馬市教職員住宅管理及び使用料条例（平成 16 年対馬市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 1 の項を削り、4 2 の項を 4 1 の項とし、4 3 の項から 4 5 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、4 6 の項を削り、4 7 の項を 4 5 の項とし、4 8 の項から 9 8 の項までを 2 項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 18 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 0 号

対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例

対馬市コミュニティーセンター条例（平成 1 6 年対馬市条例第 9 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「4 1 0 番地」を「4 6 0 番地」に、

「

対馬市竹敷地区コミュニティーセンター	対馬市美津島町竹敷 2 1 2 番地 2 4
--------------------	---------------------------

」を

「

対馬市竹敷地区コミュニティーセンター	対馬市美津島町竹敷 2 1 2 番地 2 4
対馬市尾崎ふれあい館	対馬市美津島町尾崎 4 2 0 番地

」に

、「1 0 5 1 番地 1」を「1 0 6 1 番地 1」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（対馬市住民センター条例の一部改正）

2 対馬市住民センター条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表尾崎住民センターの項を削る。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 1 号

対馬市保育所条例の一部を改正する条例

対馬市保育所条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条を次のように改める。

（設置）

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。

）第 3 5 条第 3 項の規定に基づき、法第 3 9 条に規定する保育所（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき保育所型認定こども園としての認定を受けたものを含む。）を設置する。

第 2 条の表豊玉南保育所の項を削り、同表に次のように加える。

豊玉こども園	対馬市豊玉町仁位 9 4 番地 1	1 2 0 人
--------	-------------------	---------

第 3 条中「所長」を「所長又は園長」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 2 号

対馬市へき地保育所条例の一部を改正する条例

対馬市へき地保育所条例（平成 2 7 年対馬市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表仁位へき地保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 9 月 1 日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 3 号

対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

対馬市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年対馬市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 0 条第 2 項第 3 号を次のように改める。

（3） 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

おおむね 1 5 人につき 1 人

同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 3 2 条第 1 項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第 2 項第 3 号を次のように改める。

（3） 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 0 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

おおむね 1 5 人につき 1 人

同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 5 条の見出しを「（保育所型事業所内保育事業所の職員）」に改め、同条第 2 項第 3 号を次のように改める。

（3） 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童（法第 6 条の 3 第 1 2 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

おおむね 1 5 人につき 1 人

同項第 4 号中「3 0 人」を「2 5 人」に改める。

第 4 8 条の見出しを「（小規模型事業所内保育事業所の職員）」に改

め、同条第1項中「修了した者（以下この条）」を「修了した者（次項）」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

（3） 満3歳以上満4歳に満たない児童（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

おおむね15人につき1人

同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、小規模保育事業所A型、小規模保育事業所B型、保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所に置く保育士及び保育従事者の数の基準は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する期間内においても、小規模保育事業者（A型）、小規模保育事業者（B型）、保育所型事業所内保育事業者及び小規模型事業所内保育事業者は、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項に定める基準を満たす数の保育士及び保育従事者を置くよう努めなければならない。

令和6年6月18日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 4 号

対馬市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

対馬市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年対馬市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号中「第 5 条」を「第 3 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 5 号

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定に基づき、長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

長崎県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

長崎県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 8 年 1 2 月 1 8 日長崎県指令 1 8 市町振第 7 5 4 号）の一部を次のとおり変更する。

別表第 1 中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和 6 年 1 2 月 2 日から施行する。

（経過措置）

- 2 変更後の長崎県後期高齢者医療広域連合規約別表第 1 の規定は、令和 6 年 1 2 月 2 日以後の市町において行う事務について適用し、令和 6 年 1 2 月 1 日以前の市町において行う事務については、なお従前の例による。

議案第 4 6 号

対馬市^{もり}森林づくり条例の一部を改正する条例

対馬市^{もり}森林づくり条例（平成 2 3 年対馬市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

前文中「難しく」を「厳しく」に、「目立っている」を「散在している」に、「で無秩序な伐採」を「の伐採やニホンジカの食害による下層植生の衰退」に改め、「「環境王国、対馬」にとって、」を削り、「対馬材」を「木材」に改め、「や森林の二酸化炭素吸収機能」を削る。

第 1 条中「森林組合」の次に「、林業公社」を加える。

第 2 条中第 1 0 号を第 1 1 号とし、第 7 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

（7） 林業公社 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 1 8 年法律第 4 9 号）第 4 条に基づき、県知事が認可して設立する公益社団法人をいう。

第 3 条中「森林組合」の次に「、林業公社」を加え、同条第 2 号中「並びに森林の二酸化炭素吸収機能を活用した新規産業化の推進」を削る。

第 4 条第 4 項中「木材の地産地消を推進し、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に改め、「木造化」の次に「及び内外装の木質化」を加える。

第 6 条の見出しを「（林業公社、森林事業者の責務及び役割）」に改め、同条第 1 項中「森林事業者」を「林業公社、森林事業者」に、「伐採」を「森林施業」に、「のっとり」を「則り」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「森林事業者」を「林業公社、森林事業者」に改める。

第 8 条第 1 項中「のっとり」を「則り」に改め、同条第 2 項中「市内で生産される」を削る。

第 1 0 条第 3 号を削り、同条第 4 号中「森林整備」の次に「の」を加え、同号を同条第 3 号とし、同条第 5 号中「公共建築物における地場産」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 6 号中「対馬流域森林整備推進協定に基づく共同出荷体制の整備による」及び「効率化」を削り、「推進」を「促進」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 7 号及び第 8 号を削り、第 9 号を第 6 号とする。

第 1 1 条第 5 項中「伐採」を「森林施業」に改める。

第 1 5 条第 3 項及び第 4 項中「策定及び」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 8 日 提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 7 号

対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部
を改正する条例

対馬市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成 1 6
年対馬市条例第 2 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「1, 6 0 0 人」を「1, 4 0 0 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 8 号

対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

対馬市コミュニティーセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所 在	名 称	
対馬市尾崎ふれあい館	対馬市美津島町尾崎435番地	尾崎地区	自 令和 6 年 8 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 3 1 日

議案第 4 9 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- 1 取得する財産 消防ポンプ自動車 1 台
- 2 取得の方法 指名競争入札
- 3 取得金額 6 6 , 7 7 0 , 0 0 0 円
- 4 取得の相手方 住所 福岡県福岡市博多区東那珂 1 丁目 1 8 番 6 号
氏名 (株) ヤナセファイテック
代表取締役 合 家 崇

[illegible]

議案第49号 財産の取得について

取得する財産	消防ポンプ自動車 1台
取得金額	一金66,770,000円
取得の相手方	福岡県福岡市博多区東那珂1丁目18番6号 (株) ヤナセファイテック 代表取締役 合 家 崇
納入期限	令和7年3月19日(水)限り
納入場所	対馬市消防署北部支署上対馬出張所(対馬市上対馬町西泊111番地)
備品内訳	消防ポンプ自動車(CD-I型) 1台 シャーシー 消防車専用ダブルキヤブオーバー型 規格取付品 取付品及び取付装置・吸水器具・放水器具 救助資機材一式・600L水槽一式 その他特殊艀装・その他付属品

議案第 5 0 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 6 年対馬市条例第 5 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

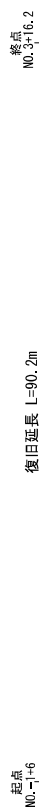
契約の目的	市道浜久須富浦線道路災害復旧工事
契約の方法	指名競争入札
契約の金額	一金 2 3 5 , 7 3 6 , 3 8 0 円
契約の相手方	住所 長崎県対馬市厳原町東里 1 3 9 番地 1
	氏名 株式会社坂本組対馬支店
	執行役員支店長 糸瀬 辰実

議案第50号 工事請負契約の締結について

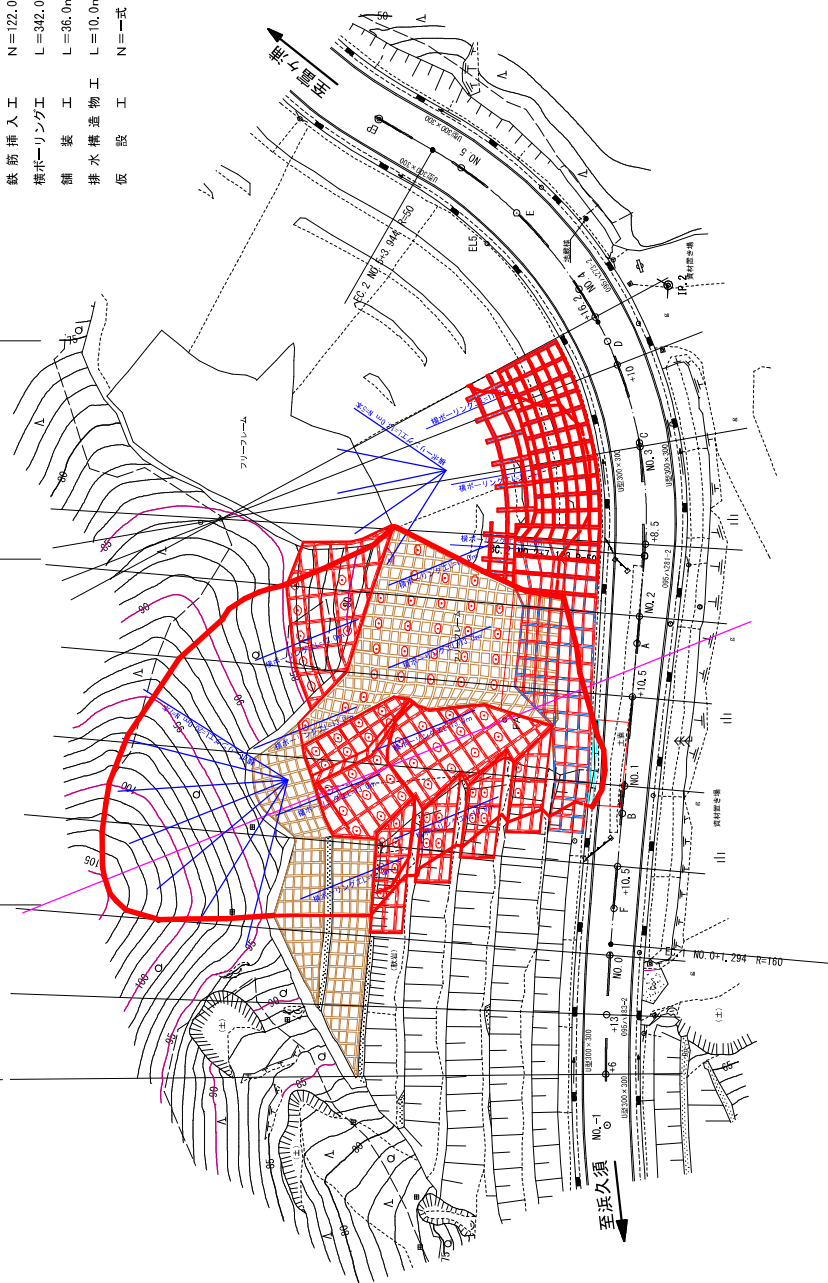
工事内容は別添資料のとおり



市道浜久須富浦線道路災害復旧工事 平面図
 対馬市 上対馬町 浜久須 地内 S=1:300



員	L=90.2m W=7.0m V=130.0m ³
工	A=1.936.0m ²
工	N=98.0本
一	N=122.0本
工	L=342.0m
工	L=36.0m ²
造	L=10.0m
物	N=一式
設	
工	

[illegible]

同意第 5 号

対馬市固定資産評価員の選任について

対馬市固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市美津島町

2 氏 名 たわら 俵 てる たか 輝 孝

3 生年月日



諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

1 住 所 対馬市上県町

2 氏 名 ^{まえの}前野 ^{まみ}真美

3 生年月日

